

障がい福祉のしおり



築上町マスコットキャラクター“きすき のほる”

築 上 町



も く じ



手 帳

身体障害者手帳	1
療育手帳	2
精神障害者保健福祉手帳	3

医 療 費 の 軽 減

自立支援医療（更生医療・育成医療）	4
自立支援医療（精神通院医療）	5
重度障がい者医療	6
後期高齢者医療の65歳以上からの適用	6

手 当 ・ 年 金

特別障害者手当	7
障害児福祉手当	7
特別児童扶養手当	8
心身障害者扶養共済制度	8
福岡県腎臓疾患患者福祉給付金	9
障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）	9
労災障害補償年金	10

税 金 の 軽 減

所得税・住民税	10
自動車税・自動車取得税・軽自動車税	11
その他の税	12

く ら し の 支 援

補装具の給付・修理	13
日常生活用具の給付	14～18

障 が い 福 祉 サ ー ビ ス

障がい者（児）福祉サービス	18～20
相談支援事業所	21

地域生活支援事業 (P. 22)

公共料金の割引

JR運賃	23
バス運賃	23
航空運賃	24
旅客船運賃	24
タクシー運賃	24
福祉タクシー利用券の交付	24
有料道路の通行料金	25
自動車改造費用の助成	26
NHK受信料の免除	26
携帯電話料金	26

貸付制度

肢体不自由高校奨学金	27
生活福祉資金	27

社会参加の支援 (P. 28・29)

その他の福祉施策 (P. 29)

選挙と投票

郵便等による不在者投票	30
-------------	----

災害に備えて

避難行動要支援者名簿	31
------------	----

関係機関 (P. 32)

このしおりは、障がいのある方が利用できる主な福祉制度の内容や利用方法についてまとめたものです。(令和3年4月1日現在)
内容は法改正等により変更になることがありますので、事前に各担当課にご確認ください。

手 帳

身体障害者手帳

身体に永続する障がいのある方に対して交付される手帳で、障がいの程度によって1級から6級までの等級と、第1種、第2種の種別があります。その等級や種別により受けられるサービスが異なります。

対 象 者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹）、身体内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓）に永続する障がいのある方

手続きの種類 必要なもの	新規申請	等級変更・障がい名追加	再認定・再交付（破損等）	住所・氏名の変更 ※4	返還（死亡等）	転入
診断書 ※1	○	○	△ ※5			
写 真 ※2	○	○	○			
みとめ印	○	○	○	○	○	○
身体障害者手帳		○	○	○	○	○
マイナンバーカード 又は通知カード ※3	○	○	○	○		○

- ※1 診断書の様式は役場本庁（保険福祉課）窓口にあります。
指定医師が作成した診断書が必要です。（申請から3か月以内のもの）
- ※2 写真は、たて4cm×よこ3cmで上半身、無帽、1年以内に撮影したもの。
- ※3 通知カードの場合は、別途、本人確認書類が必要です。
- ※4 転出する方は、転出先の市区町村の福祉担当課で手続きが必要です。
- ※5 手帳に再認定時期の記載がない場合、再認定は不要です。

窓 □ 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎ 56-0300

療育手帳

知的障がいのある方（18歳未満の知的障がい児を含む）とその家族が、さまざまな支援を受けやすくするための手帳です。

障がいの程度によって、A（A1・A2・A3）の最重度・重度、B（B1・B2）の中・軽度の5段階の区分と第1種、第2種の種別があり、その区分や種別により受けられるサービスの内容が異なります。

対 象 者 児童相談所又は障がい者更生相談所で知的障がいと判定された方

手続きの種類 必要なもの	新規申請	再交付 (破損等)	住所・氏名の変更 ※4	返 還 (死亡等)	転 入
判定書 ※1	○				
写 真 ※2	○	○			
みとめ印	○	○	○	○	○
療育手帳		○	○	○	○
マイナンバーカード 又は通知カード ※3	○	○	○		○

※1 18歳未満の方は児童相談所で発行された判定書が必要です。

※2 写真は、たて4cm×よこ3cmで上半身、無帽、1年以内に撮影したもの。

※3 通知カードの場合は、別途、本人確認書類が必要です。

※4 転出する方は、転出先の市区町村の福祉担当課で手続きが必要です。

再判定について

療育手帳を取得し一定期間経過後、障がいの程度を確認するために行います。

次回判定日が決められている場合は、期限までに再判定を受ける必要があります。

窓 口

18歳未満：京築児童相談所 ☎0979-84-0407

18歳以上：築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

精神障害者保健福祉手帳

精神に一定の障がいのある方に対して、さまざまな支援を受けやすくし、社会復帰や社会参加を進めることを目的とする手帳です。障がいの等級は1級から3級まであります。有効期間は2年間で、継続を希望する場合は更新が必要です。

対象者 精神障がいのために長期にわたり、日常生活や社会生活への制約がある方

手続きの種類 必要なもの	新規申請	等級変更	再認定(更新)※4	再交付(破損等)	住所・氏名の変更※5	返還(死亡等)	転入
診断書 ※1	○	○	○				
写真 ※2	○	○	△ ※6	○			○
みとめ印	○	○	○	○	○		○
精神障害者保健福祉手帳		○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード 又は通知カード ※3	○	○	○	○	○		○

- ※1 医師が作成した診断書は、初診日から6か月以上経過し、申請日から3か月以内に作成されたものに限り、障害年金を受給されている方は、診断書の代わりに障害年金証書等の写しで申請できます。
- ※2 写真は、たて4cm×よこ3cmで上半身、無帽、1年以内に撮影したもの。
- ※3 通知カードの場合は、別途、本人確認書類が必要です。
- ※4 再認定(更新)は、有効期限の3か月前から手続きを行うことができます。
- ※5 転出する方は、転出先の市区町村の福祉担当課で手続きが必要です。
- ※6 写真は、障がい等級に変更がなく、更新欄に余白があれば原則不要です。

窓口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

医療費の軽減

自立支援医療（更生医療・育成医療）

更生医療

18歳以上の身体障害者手帳を持っている方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいの軽減や機能の回復に必要な医療費の自己負担額を軽減します。

育成医療 ※身体障害者手帳の有無は問いません。

18歳未満で身体に障がいがあるか、現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童に対して、障がいの除去・軽減に必要な医療費の自己負担額を軽減します。

必要なもの

- ・身体障害者手帳（更生医療を受ける方）
- ・指定医師の意見書
- ・健康保険証
- ・特定疾病医療受給者証（お持ちの方）
- ・障害年金証書等の写し（受給されている方）
- ・みとめ印
- ・マイナンバーの分かるもの（通知カード、マイナンバーカード等）

負担額

所得に応じて自己負担額を決定します。

窓口

築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

自立支援医療（精神通院医療）

通院による治療を継続的に必要とする精神疾患（てんかんを含む）のある方に対して、その通院に必要な医療費の自己負担額を軽減します。

※精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

負担額 所得に応じて自己負担額を決定します。

手続きの種類 必要なもの	新規申請	再認定（更新）	再交付（破損）	医療機関の追加・変	保険の変更	所得区分の変更	住所・氏名の変更	転入
診断書 ※1	○	△ ※2						○
健康保険証	○	○			○			○
所得確認書類		△ ※3			○	○		○
自立支援医療受給者証 ※4		○	○	○	○	○	○	○
みとめ印	○	○	○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード 又は通知カード ※5	○	○	○	○	○	○	○	○

- ※1 医師が作成した診断書が必要です。（申請日から3か月以内に作成したもの）精神障害者保健福祉手帳と同時申請する場合、手帳用の診断書1枚で申請ができます。
- ※2 前回申請時に診断書を提出している方は、病状の変化や治療方針に変更のない場合は省略できます。
- ※3 1月1日現在で町外在住の方は、所得課税証明書等の所得確認書類が必要です。
- ※4 受給者証の有効期間は1年間で、3か月前から更新手続きができます。
- ※5 通知カードの場合は、別途、本人確認書類が必要です。

窓 口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

重度障がい者医療

重度の障がいのある方の医療費の自己負担が軽減されます。(所得制限あり)

- 対象者**
- ・身体障害者手帳 1～3級
 - ・療育手帳 A
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1級

※65歳以上は後期高齢者医療に加入している方が対象です。

負担額

通院	500円/月(上限)
入院(月20日限度※)	【一般】500円/日 【低所得】300円/日
調剤	無料

※ 小学生(月7日限度)

窓口 築上町役場 保険福祉課 保険係 ☎56-0300

後期高齢者医療の65歳以上からの適用

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方に適用されますが、一定の障がいがある方については65歳以上からの適用が可能となります。(所得制限あり)

※ただし、加入者1人ひとりに保険料がかかります。

- 対象者**
- ・身体障害者手帳 1～3級、4級(音声・言語機能・下肢障がいの一部)
 - ・療育手帳 A
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1級、2級
 - ・障害年金 1級、2級を受給
 - ・その他(診断書等により認定された方)

窓口 築上町役場 保険福祉課 保険係 ☎56-0300

手 当 ・ 年 金

特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で、重度の障がいのため日常生活において常に介護を必要とする方に支給する手当です。ただし、施設入所又は継続して病院に3か月を超えて入院している方は支給できません。（所得制限あり）

支給額 月額 27,200円

支給月 原則として毎年2・5・8・11月（前月までの3か月分を支給）

必要なもの

- ・ 医師の診断書
- ・ 障害者手帳（お持ちの方のみ）
- ・ 請求者の属する世帯全員の住民票
- ・ 本人名義の通帳
- ・ 障害年金証書等の写し（支給されている方）
- ・ みとめ印
- ・ マイナンバーの分かるもの（通知カード、個人番号カード等）

窓 口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の児童で、重度の障がいのため日常生活において常に介護を必要とする児童に支給する手当です。ただし、障がいを理由としている給付金などを受給している児童及び施設入所している児童は支給できません。（所得制限あり）

支給額 月額 14,790円

支給月 原則として毎年2・5・8・11月（前月までの3か月分を支給）

必要なもの

- ・ 医師の診断書
- ・ 障害者手帳（お持ちの方のみ）
- ・ 請求者の属する世帯全員の住民票
- ・ 児童本人名義の通帳
- ・ みとめ印
- ・ マイナンバーの分かるもの（通知カード、個人番号カード等）

窓 口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

特別児童扶養手当

障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父母、若しくは父母にかわって養育している方に支給する手当です。

ただし、児童が施設入所している場合、児童が障がいを事由とする年金（障害基礎年金・特別障害給付金等）を受給している場合、児童の保護者等の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

等 級	1人あたり支給額（月額）	対 象 の 目 安
1 級（重 度）	52,500円	身体障害者手帳 1級、2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級
2 級（中 度）	34,970円	身体障害者手帳 3級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2級

支給について

支 給 月	支 給 内 容	備 考
4月	12～3月分	・申請月の翌月分から支給開始 ・4か月分をまとめ、年3回支払い
8月	4～7月分	
11月	8～11月分	

必要なもの

- ・戸籍謄本
- ・医師の診断書（様式は窓口にあります。）
- ・身体障害者手帳又は療育手帳（判定書の写し）
- ・みとめ印
- ・マイナンバーの分かるもの（通知カード、個人番号カード等）

窓 口 築上町役場 子育て・健康支援課 子育て支援係 ☎56-0300

心身障害者扶養共済制度

将来、独立自活することが困難な障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡、重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

掛 金 月額 9,300円～23,300円（1口）

※加入時点の保護者の年齢により決まります。

年 金 額 月額 20,000円（1口） ※2口まで加入できます。

窓 口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

福岡県腎臓疾患患者福祉給付金

腎臓疾患患者で、就労等により昼間に人工透析を受けられないため、夜間に人工透析を必要とする方に対して、通院に伴う交通費の一部を助成します。（所得制限あり）

対象者 次の要件をすべて満たす方

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・夜間（午後5時以降）に人工透析を1か月間に5回以上受けている方
- ・通院の交通費を月額2,000円以上負担したと認められる方
又は片道10km以上の通院を自家用車でやっている方

支給額 月額 2,000円

窓口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）

病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

等級 ※	障害基礎年金（年額）
1 級	976,125円
2 級	780,900円

※ 身体障害者手帳の等級とは異なります。

※ 障害厚生年金は支払った厚生年金の金額により決まります。

対象者 次の①～③の要件をすべて満たす方

- ① 初診日において、年金制度に加入していること
（20歳前や60歳以上65歳未満で初診日がある場合も含みます。）
（初診日：障がいの原因となった病気・けがについて、初めて医師の診療を受けた日）
- ② 一定の障がいの状態にあること
- ③ 保険料納付要件を満たしていること

支給日 原則として偶数月の15日（初回は年金証書に記載の日）

窓口 《障害基礎年金》

築上町役場 住民生活課 住民係 ☎56-0300

《障害厚生年金》

小倉南年金事務所 お客様相談室 ☎093-471-8873

労災障害補償年金

業務上の事由又は通勤による病気、けがが治っても身体に一定の障がいが残ったとき、障がいの程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

窓 口 労働基準監督署 ☎ 23-0454

税金の軽減

所得税・住民税

本人、配偶者または扶養親族が所得税法上の障がい者に該当する場合、所得金額から次のとおり控除されます。また、本人が障がい者で前年の所得が135万円以下の場合、住民税は非課税となります。

※障害者手帳をお持ちでない方も控除の対象になる場合があります。

区 分	控 除 対 象 者	所 得 控 除 額	
		所 得 税	住 民 税
障 害 者 控 除	身体障害者手帳 3～6級 精神障害者保健福祉手帳2級、3級 療育手帳 B	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳 1級、2級 精神障害者保健福祉手帳 1級 療育手帳 A	40万円	30万円
同 居 の 特別障害者控除	控除対象配偶者、扶養親族が同居 の特別障害者である場合	75万円	53万円

手 続 き 控除を受けようとする方は、給与所得者の場合は年末調整の際に勤務先へ、それ以外の方は確定申告・住民税申告の際に申告してください。

窓 口 《所得税》 行橋税務署 ☎ 23-0580
《住民税》 築上町役場 税務課 課税係 ☎ 56-0300

自動車税・軽自動車税・(軽)自動車税環境性能割

障がい者本人若しくは生計を同じくしている人が所有する自動車は、自動車税・軽自動車税・(軽)、自動車税環境性能割の減免が受けられます。ただし、減免される車両は1人につき1台とし、普通自動車と軽自動車の重複減免はできません。

障がいの区分	本人運転	家族運転 介護者運転	
視覚障がい	2級の2 3級の2	1～3級 4級の1	
聴覚障がい	2級、3級		
平衡機能障がい	3級		
音声機能障がい			
肢体不自由(上肢)	1級、2級		
肢体不自由(下肢)	1～6級	1～4級	
肢体不自由(体幹)	1～3級、5級	1～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級	
	移動機能	1～6級	1～4級
【内部障がい】 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい	1級、3級		
肝臓機能障がい	1～3級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
療育手帳	A1～3、B1		
精神障害者保健福祉手帳	1級		

※前年度3月31日までに軽自動車税の減免の要件を満たしている場合、申請期限は賦課期日の翌日から納付期限までです。

※前年に引き続き減免を受けようとする場合は、「軽自動車税減免申告書(継続用)」の提出が必要です。

※これから登録する自動車の自動車税・自動車税環境性能割の減免は、登録と同時に申請してください。

窓 □ 《自動車税・(軽)自動車税環境性能割》 行橋県税事務所 ☎ 23-2216
《軽自動車税》 築上町役場 税務課 課税係 ☎ 56-0300

その他の税

おむつ・ストマ装具にかかる費用の医療費控除

一定以上の医療費を支払った場合、確定申告で所得税が還付される場合があります。

おむつ	傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を継続して受けている場合に、おむつを使う必要があると認められる方。
ストマ装具	治療上、適切なストマ装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認めた方。

窓 行橋税務署 ☎ 23-0580
築上町役場 税務課 課税係 ☎ 56-0300

事業税

重度の視覚障がい者（両眼の矯正視力が0.06以下）が、あんま、マッサージ、はり、きゅう等の医業に類する事業を行う場合、事業税が非課税になります。

窓 福岡県北九州東県税事務所 ☎ 093-592-3512

相続税

障がいのある方が相続により財産を取得した場合、その方が85歳になるまでの年数に10万円（特別障害者は20万円）を乗じた金額が相続税額から控除されます。

窓 行橋税務署 ☎ 23-0580

贈与税

特定障害者（特別障害者、障がい者のうち精神に障がいのある方）に対する贈与で一定条件の下に信託銀行等に信託する場合、6,000万円まで非課税となります。特別障害者以外の特定障害者については3,000万円までとなります。

窓 行橋税務署 ☎ 23-0580

新マル優制度（預貯金等の非課税制度）

障害者手帳をお持ちの方を対象に、銀行預金や国債、公募地方債等の利子が非課税になる制度があります。詳しくは各金融機関へお問合せください。

種類	限度額	対象者	区分
マル優 ※1	350万円	障害者手帳所持者	非課税
特別マル優 ※2		特別障害者手当受給者	

※1 銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など

※2 利付国債、公募地方債

くらしの支援

補装具の給付・修理

補装具とは、身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具のことです。障がいの内容等に応じ、補装具の給付・修理が受けられます。

申請前に購入すると対象になりません。必ず事前に窓口へご相談ください。

※関係各法に基づく給付が優先されます。（介護保険、労災、医療装具等）

破損・紛失等による再支給の場合は、耐用年数等の制限があります。

障がい名	主な補装具
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、矯正用眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器 歩行安全つえ、座位保持装置

対象者 身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等

負担額 原則1割負担（所得に応じ、自己負担額を決定します。）

必要なもの

- ・身体障害者手帳（難病患者等の方は、特定疾病医療受給者証等）
- ・見積書
- ・みとめ印
- ・マイナンバーの分かるもの（通知カード、個人番号カード等）
- ・医師の意見書・処方箋（種類等に応じて省略できる部分があります。）

窓口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

日常生活用具の給付

日常生活用具とは、重度の障がい者（児）や難病患者等が在宅生活を容易に過ごすための用具です。障がいの内容により、日常生活用具の給付が受けられます。
申請前に購入すると対象になりません。必ず事前に窓口へご相談ください。
 ※耐用年数や基準額等の制限があります。

対象者 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方、難病患者等

負担額 原則1割負担（所得に応じ、自己負担額を決定します。）

必要なもの ・身体障害者手帳又は療育手帳
 （難病患者等の方は、特定疾病医療受給者証等）
 ・見積書
 ・みとめ印

窓口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

	種 類	対 象 者
介護・訓練用支援用具	特 殊 寝 台	下肢又は体幹機能障がい2級以上。 難病患者等で寝たきりの状態にある者。
	特 殊 マ ッ ト	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする者（身体障がい児の場合は2級を含む。）及び重度又は最重度の知的障がい者（児）。（原則3歳以上） 難病患者等で寝たきりの状態にある者。
	特 殊 尿 器	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする者。（原則学齢児以上） 難病患者等で自力で排尿できない者。
	入 浴 担 架	下肢又は体幹機能障がい2級以上で入浴時に介助を要するものに限る（原則3歳以上）
	体 位 変 換 器	下肢又は体幹機能障がい2級以上で下着交換等に介護を要する者。（原則学齢児以上） 難病患者等で寝たきりの状態にある者。
	訓 練 い す	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児。 （原則3歳以上）
	訓 練 用 ベ ッ ト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児（原則学齢児以上） 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者。

	移 動 用 リ フ ト	下肢又は体幹機能障がい2級以上。(原則3歳以上) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者。
自 立 生 活 支 援 用 具	入 浴 補 助 用 具	下肢又は体幹機能障がいで、入浴に介助を必要とする者(原則3歳以上) 難病患者等で入浴に介助を要する者。
	便 器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者。(原則学齢児以上) 難病患者等で常時介助を要する者。
	T 字 状 ・ 棒 状 の 杖	平衡機能又は下肢・体幹機能障がい3級以上の者。 (原則学齢児以上)
	移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	平衡機能又は下肢・体幹機能障がい者。家庭内の移動等で介助を必要とする者。 難病患者等で下肢が不自由な者。
	頭 部 保 護 帽	平衡機能又は下肢・体幹機能障がいがあり、歩行・立位が不安定で頻繁に転倒する恐れがある者。 重度又は最重度の知的障がい者(児)若しくは精神障がい者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者。
	特 殊 便 器	上肢障がい2級以上の者及び重度又は最重度の知的障がい者で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。(原則学齢児以上) 難病患者等で上肢機能に障がいのある者。
	電 磁 調 理 器	視覚障がい2級以上の盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。 重度若しくは最重度の知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
	火 災 警 報 器 自 動 消 火 器	障がい等級2級以上の身体障がい者(児)または重度若しくは最重度の知的障がい者(児)及び難病患者等で、火災発生感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
	歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機	視覚障がい2級以上の者。(原則学齢児以上)
	聴 覚 障 が い 者 用 屋 内 信 号 装 置	聴覚障がい2級以上の者で聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能、言語機能に障がいがあり、発声・発語に著しい障がいを有する者。 (原則学齢児以上)
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい又は視覚障がい2級以上。
	点字ディスプレイ	視覚障がい・聴覚障がいの重度重複障がい者(原則、視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級以上)で必要と認められる者。
	点字器	視覚障がい2級以上の者(原則学齢児以上)
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者。
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の者(原則学齢児以上)
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の者(原則学齢児以上)
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者で本装置により文字等を読むことが可能になる者。(原則、学齢児以上)
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者。
	盲人用時計	視覚障がい2級以上。なお、音声時計は手指の感覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。(原則学齢児以上)
	視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障がい者で就労もしくは就学している者又は就労が見込まれる者。
	聴覚障がい者等用通信装置	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がいを有する者等又は外出困難な身体障がい者(原則2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(原則学齢児以上)
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。
	人工喉頭	喉頭を摘出した身体障がい者(児)。
	人工内耳用外部装置	聴覚障がい者(児)で現に人工内耳を装用している者
人工内耳用空気電池・充電電池・充電器	聴覚障がい者(児)で現に人工内耳を装用している者	

排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱を造設した身体障がい者(児)。
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者。
	収尿器	高度の排尿機能障がい者。
	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する者であって障がい等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の者)。 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者。
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上、又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者。難病患者等で呼吸機能に障がいのある者。
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上、又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者。難病患者等で呼吸機能に障がいのある者。
	盲人用体温計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。(原則学齢児以上)
	盲人用体重計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。(原則学齢児以上)
	盲人用血圧計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者(児)で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。原則学齢児以上。
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者。
	透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上(原則3歳以上)
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装置が必要な者。 呼吸器機能障がい3級以上で、在宅酸素療法を必要とする者。	

障 がい 福 祉 サ ー ビ ス

障がい者（児）及び難病患者等の利用者が、自らサービス内容を選択し、事業者と直接契約をしてサービスを受けることができます。事前に申請をする必要があります。

負担額 本人及び世帯の課税状況等に応じて費用負担があります。

窓 口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎ 56-0300

分 類	種 類	内 容	
障 が い 福 祉 サ ー ビ ス	訪 問 系	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	訪問介護員（ホームヘルパー）が、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
		重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動を補助します。
		同 行 援 護	視覚障がいにより移動が困難で介護が必要な方の外出に同行し、必要な介助や外出時の移動支援などを行います。
		行 動 援 護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などを行います。
		重 度 障 が い 者 等 包 括 支 援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
日 中 活 動 系	生 活 介 護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動などの機会を提供します。	
	自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います。	
	自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。	
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。	

障 が い 福 祉 サ ー ビ ス	日 中 活 動 系	就労継続支援 (A型)	一般企業等で働くことが困難な方に、働く場の提供(事業者と雇用契約を結び働く)や、知識や能力向上のための訓練を行います。
		就労継続支援 (B型)	一般企業等で働くことが困難な方に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労に移行した方が、就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所等との連絡調整等の支援を行います。
		療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
		短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
	居 住 系	自立生活援助	地域での生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	地域での共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
		施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護等に支援を行います。
相 談 支 援	計画相談支援	地域における自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成等によりきめ細やかな支援を行います。	
	地域相談支援	施設に入所又は精神科病院に入院している障がい者が、住居の確保やその他の地域における生活施設に入所又は精神科病院に入院している障がい者が、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。	
	地域定着支援	地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います。	

障がい児通所支援サービス

※原則18歳未満の方が対象

分 類	種 類	内 容
通 所 支 援	児 童 発 達 支 援	日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後や休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上に必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
相 談 支 援	障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する前に利用計画を作成し(障がい児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障がい児支援利用援助)等の支援を行います。

負 担 額 原則1割負担

※所得に応じて上限額(月額)を決定します。

所得区分		月額負担上限額
一般2	課税世帯(一般1に該当するものを除く)	37,200円
一般1	課税世帯 (所得割16万円【障がい児及び18歳・19歳の施設等入所者については28万円】未満のもの)	【施設等入所者以外】 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円 【18歳・19歳の施設等入所者】 9,300円
低所得	非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	

☆相談支援事業所☆

障がいのある方やご家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用援助などを行い、より良い生活が送れるよう支援します。

相談支援センター 「てのひら」

「これって愚痴だと思われない?」「相談しても無駄?」まずはお気軽にお電話ください。障がいの種別や年齢等に関わらず、無料でご相談に応じます。

〒829-0104 築上町大字小山田2390番地3

☎53-1122 (転送で対応する場合があります。)

開所時間 9時～17時(月～金曜日)

相談支援センター 「きずな」

ご本人、ご家族、地域の方々との架け橋となり、大きな“きずな”が生まれることでご本人のやりがい、生きがいに繋がるようサポートしています。相談は無料です。

〒829-0104 築上町大字小山田2058番地20

☎52-3007

開所時間 8時半～17時(月～金曜日)

相談支援センター 「空の窓」

効果的なサービスやその利用計画を、信頼関係を築きながら親身に検討します。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

〒829-0314 築上町大字上ノ河内1033番地1

☎56-4850

開所時間 8時半～17時半(月～金曜日)

地域生活支援事業

障がいのある方が、その有する能力や適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようサービスを提供します。

負担額 原則1割負担

窓口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

コミュニケーション支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳を派遣する事業等を行います。
相談支援	保護者の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、虐待防止や早期発見のため関係機関との連絡調整と権利擁護に必要な援助を行います。
移動支援	自立支援給付の対象とならないケースの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
日中一時支援	昼間活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。
福祉ホーム	低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設に入居する支援を行います。
日常生活用具の給付 ※詳しくは14ページ	自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

公共料金の割引

J R運賃

各乗車券の割引については、ご利用前にJ R駅係員にご確認ください。

対象者 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

割引 手帳に記載されている種別により割引内容が異なります。

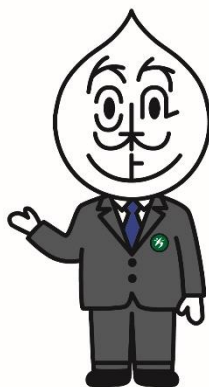
(療育手帳の場合、Aが第1種、Bが第2種となります。)

J Rの窓口で障害者手帳を提示し、割引乗車券を購入してください。

種別	乗車の形態	券種	割引率
第1種	本人が単独で乗車 (片道100km以上)	普通乗車券	50%
	介護者と共に乗車	普通乗車券 定期乗車券 普通回数券 普通急行券	本人・介護者(1人)とも50% (小児定期乗車券は介護者のみ)
第2種	本人が単独で乗車 (片道100km以上)	普通乗車券	50%
	本人(12歳未満)が 介護者と共に乗車	定期乗車券	介護者(1人)のみ50%

バス運賃

各バス会社によって運用路線やバスの種類で取扱いが異なる場合がありますので、ご利用前にご確認ください。



航空運賃

12歳以上で障害者手帳をお持ちの方が国内航空を利用する際、本人、介護者共に運賃が割引される場合があります。割引対象・割引率・割引の方法は、航空会社や路線によって異なりますので、事前に確認してください。

旅客船運賃

障害者手帳をお持ちの方は、ほとんどの航路・フェリーで割引が受けられます。割引対象・割引率・割引の方法は、各社に事前に確認してください。

タクシー運賃

タクシーを利用する場合に、障害者手帳を提示すると運賃が10%割引されます。事業者によって割引対象が異なる場合がありますので、事前に確認してください。

福祉タクシー利用券の交付

障がいのある方の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため、福祉タクシー利用券を交付します。

対象者 在宅の方で、下記のいずれかの手帳をお持ちの方

- ・身体障害者手帳 1級、2級
- ・療育手帳 A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級

※同じ世帯に自家用車（軽自動車を含む）をお持ちの方は対象外です。

助成枚数 1人につき年間24枚（申請月分からの交付、月2枚）

※ただし、腎臓機能障がい1級で、人工透析治療を受けている方は年間48枚（月4枚）

助成額 利用券1枚につき、小型タクシー料金の初乗運賃相当額

必要なもの 障害者手帳（新規申請時のみ）、みとめ印

窓口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

有料道路の通行料金

通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する場合、あらかじめ登録手続きをすることにより通行料金が割引されます。登録できる自動車は障がい者1人につき1台です。

	対 象 者	割 引 率
本人運転	身体障害者手帳をお持ちのすべての方	50%
介護者運転	身体障害者手帳 第1種 療育手帳 A	

- 利用方法**
- ① ETCを利用：ETCレーン通行時に割引が適用されます。
 - ② 料金所を利用：支払時に手帳を提示してください。

有効期限 《新規・変更》申請日から、その後の2回目の誕生日までです。
《更新》申請日から、その後の3回目の誕生日までです。
※更新手続きは、有効期限の2か月前からできます。

必要なもの

ETCを利用しない	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・運転免許証（本人運転のみ） ・車検証
ETCを利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・運転免許証（本人運転のみ） ・車検証 ・ETCカード（<u>障がい者本人名義</u>、20歳未満の場合は家族名義可） ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書

窓 口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎ 56-0300

※注意事項

対象となる車は、「自家用・事業用の別」欄に、「自家用」と記載されているものです。「事業用」と記載されているものは、対象外ですのでお気をつけください。

自動車改造費用の助成

身体に障がいをお持ちの方（身体障害者手帳の上肢・下肢又は体幹機能障がい1～3級）が、社会参加の促進を図るため自動車を改造する必要がある場合に、費用の一部を助成します。ただし、本人が所有し、運転する場合のみ対象です。（所得制限あり）

助成額 上限10万円

必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・運転免許証
- ・改造費見積書
- ・改造内容が具体的に確認できる書類（パンフレット、価格表等）
- ・みとめ印

窓口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

NHK受信料の免除

窓口で証明を受け、その証明書をNHKに提出してください。

区分	対象者の適用条件
全額免除	障害者手帳所持者が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税の場合
半額免除	・視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳所持者が世帯主で受信契約者の場合 ・身体障害者手帳1級、2級所持者が世帯主で受信契約者の場合 ・療育手帳A所持者が世帯主で受信契約者の場合 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者が世帯主で受信契約者の場合

必要なもの 障害者手帳、みとめ印

窓口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300
NHK北九州放送局 ☎093-591-5020

携帯電話料金

障害者手帳をお持ちの方を対象に、基本料金がおおむね50%割引される等の制度があります。詳しくは契約先の携帯電話会社までお問合せください。

貸付制度

肢体不自由高校奨学金

福岡県に住所があり、身体障害者手帳1級～5級の肢体不自由者で、高校在学生徒及び合格見込みのある中学3年生が対象の奨学金で、返還の義務はありません。ただし、要件がありますのでお問合せください。

窓 口 福岡県肢体不自由児協会 ☎092-584-5723

生活福祉資金

障がいのある方の世帯の生活を経済的に支え、社会福祉協議会と民生委員が相談支援を行いながら、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的として各種資金の貸付を行っています。貸付には審査があり、貸付額は必要とする最低限の額となります。

窓 口 築上町社会福祉協議会 ☎56-2223

資金の種類		内 容
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な費用
	住居入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用
福祉資金	生業費	生業を営むために必要な経費
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
教育支援資金	教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	高齢の方のみの世帯で、一定の居住用不動産（土地評価額1,000万以上）を担保として生活資金を貸付

社会参加の支援

福岡県福祉情報センター

障がいのある方や福祉に携わる方が、必要な時に障がい福祉関係の情報を手に入れることができる機関として、情報の収集・提供をしています。

窓 口 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ東棟2階
☎092-584-3330

福岡県障がい者スポーツ協会

身体障がい者スポーツの振興とスポーツへの積極的な参加を図るため、各種競技の知識及び実技の教習・指導等を行うスポーツ教室、県競技会としての体育大会を開催しています。また、福岡県身体障がい者体育大会に参加し、福岡県選手団を派遣します。

窓 口 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ6階
☎092-582-5223

公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある方の就職や採用の相談に専門の相談員が応じています。障がいの状況、適性、就労の希望などを伺い、職業紹介から就職後のアフターケアまで一貫した支援を行っています。また、雇用促進のため、事業主への雇用促進措置や職業訓練、障がい者トライアル雇用（試行採用）など各種制度があります。

窓 口 行橋公共職業安定所 ☎25-8609
行橋公共職業安定所 豊前出張所 ☎0979-82-8609

福岡障害者職業センター 北九州支所

就職を希望する障がい者に対し、障がいの種類や程度に応じた職業相談・職業指導や就職後のアフターケアに至るまでを総合的に行っています。

窓 口 北九州市小倉北区萩崎町1-27 ☎093-941-8521

福岡障害者職業能力開発校

障がいのある方が職業人として社会参加できるよう必要な能力を開発することを目的として、真剣に就職を考える方をサポートしています。入校料、授業料は無料で、通校が不便な方には校内で寮生活ができる設備も整えています。

窓 口 北九州市若松区大字蛸住1728-1 ☎093-741-5431

障害者就業・生活支援センター「エール」

障がいのある方々の「働くこと」について、相談を受け、医療機関や福祉施設、ハローワークなどと連携しながら解決できるようにサポートしています。また、金銭管理や健康管理、休日の過ごし方などの相談もお受けしています。

窓 口 福岡県行橋市南泉2丁目50番1号 ☎25-7511

その他の福祉施策

駐車禁止の規則の適用除外

身体に障がいのある方が使用する自動車に対して、駐車禁止規制除外標章を交付し交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内での駐車を認めています。さまざまな要件がありますので警察署へお問合せください。

窓 口 豊前警察署 交通課 ☎0979-82-0110

ふくおか・まごころ駐車場

県内の公共施設やショッピングセンターなどに設置された「ふくおか・まごころ駐車場」を、障がいのある方や高齢の方、妊産婦など配慮の必要な方に利用証を交付し、安心して利用していただく制度です。



このステッカー
が目印です。

窓 口 京築保健福祉環境事務所 社会福祉課 ☎23-2970

身体障がい者・知的障がい者相談員

町長から委託を受けた障がい者相談員が、障がいのある方やそのご家族の方の障がいゆえの日常生活における様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。相談は無料で、秘密は守られます。相談員の氏名、連絡先等についてはお問合せください。

窓 口 築上町役場 保険福祉課 障がい者支援係 ☎56-0300

選挙と投票

郵便等による不在者投票

選挙の際、重度の身体障がいのために投票所に行けない方は、あらかじめ選挙管理委員会に申請を行い、郵便等投票証明書の交付を受け、郵便等による不在者投票を行うことができます。ただし、投票日の4日前までにこの証明書を提示し、投票用紙等の請求を行う必要がありますのでご注意ください。

身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障がい	1級、3級
	免疫、肝臓の機能障がい	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

窓 口 築上町役場 選挙管理委員会 ☎ 56-0300

災害に備えて

避難行動要支援者名簿

災害時に避難することが困難な方について、「災害時避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時の安否確認や避難支援に役立てます。記載された個人情報は適切に取り扱います。また、対象者以外の方でも申請により名簿登載することができます。

対 象 者	
障がいのある方	身体障害者手帳 1級、2級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級
高齢者	75歳以上のひとり暮らしの方
要介護者	要介護認定 3～5
その他	自治会長、民生委員等の支援者が支援の必要を認めた方

情報提供先 消防署、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、
その他の避難支援等の実施に携わる関係者

窓 口 築上町役場 総務課地域安全係 ☎ 56-0300



☆ 関 係 機 関 ☆

名 称	郵便番号	住 所	電 話
京 築 保 健 福 祉 環 境 事 務 所	824-0005	行橋市中央1丁目2番1号	23-2966
福 岡 県 障 が い 者 更 生 相 談 所	816-0804	春日市原町3丁目1-7	092-586-1055
福 岡 県 保 健 福 祉 部 障 が い 者 福 祉 課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111
行 橋 県 税 事 務 所	824-0005	行橋市中央1丁目2番1号	23-2216
京 築 児 童 相 談 所	808-0021	豊前市大字八屋2007-1	0979-84-0407
福岡県住宅供給公社県営住宅行橋出張所	824-0003	行橋市大橋1丁目3番1号	23-2324
小 倉 南 年 金 事 務 所	800-0294	北九州市小倉南区下曾根1-8-6	093-471-8873
行 橋 公 共 職 業 安 定 所	824-0031	行橋市西宮市5-2-47	23-8609
行橋公共職業安定所豊前出張所	828-0021	豊前市大字八屋322-27	0979-82-8609
行 橋 税 務 署	824-0006	行橋市門樋町1番1号	23-0580
N H K 北 九 州 放 送 局	803-0812	北九州市小倉北区室町1-1-1	093-591-5020
福 岡 県 福 祉 情 報 セ ン タ ー	816-0804	春日市原町3丁目1-7	092-584-3330
福 岡 県 身 体 障 害 者 福 祉 協 会	816-0804	春日市原町3丁目1-7	092-584-6067
福 岡 県 障 が い 者 ス ポ ー ツ 協 会	816-0804	春日市原町3丁目1-7	092-582-5223
福 岡 県 聴 覚 障 害 者 協 会	816-0804	春日市原町3丁目1-7	092-582-2414
福 岡 県 肢 体 不 自 由 児 協 会	816-0804	春日市原町3丁目1-7	092-584-5723
福 岡 県 手 話 の 会 連 合 会	816-0804	春日市原町3丁目1-7	092-584-3649
福 岡 県 盲 人 協 会	818-0111	太宰府市三条1-4-2福岡光明園内	092-923-6336
福 岡 県 盲 導 犬 協 会	819-1122	糸島市東702-1	092-324-3169
日本オストミー協会福岡県支部	818-0054	春日市原町3丁目1-7	092-572-7788
築 上 町 社 会 福 祉 協 議 会	829-0301	築上町大字椎田861番地1	56-2223
築 上 町 役 場	829-0392	築上町大字椎田891番地2	56-0300

〈冊子に掲載している情報について〉

○築上町では、「障害」の“害”の文字を、固有名詞として使われている語句などを除き、可能な限り「障“がい”」とひらがな表記にしています。そのため、冊子中、ひらがな表記と漢字表記が混在していますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。



令和3年4月発行

築上町 保険福祉課 障がい者支援係

〒829-0392

福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地 2

電話 0930-56-0300

F A X 0930-56-0334